

# 東日本大震災における災害拠点病院の被害状況

平成23年7月1日現在

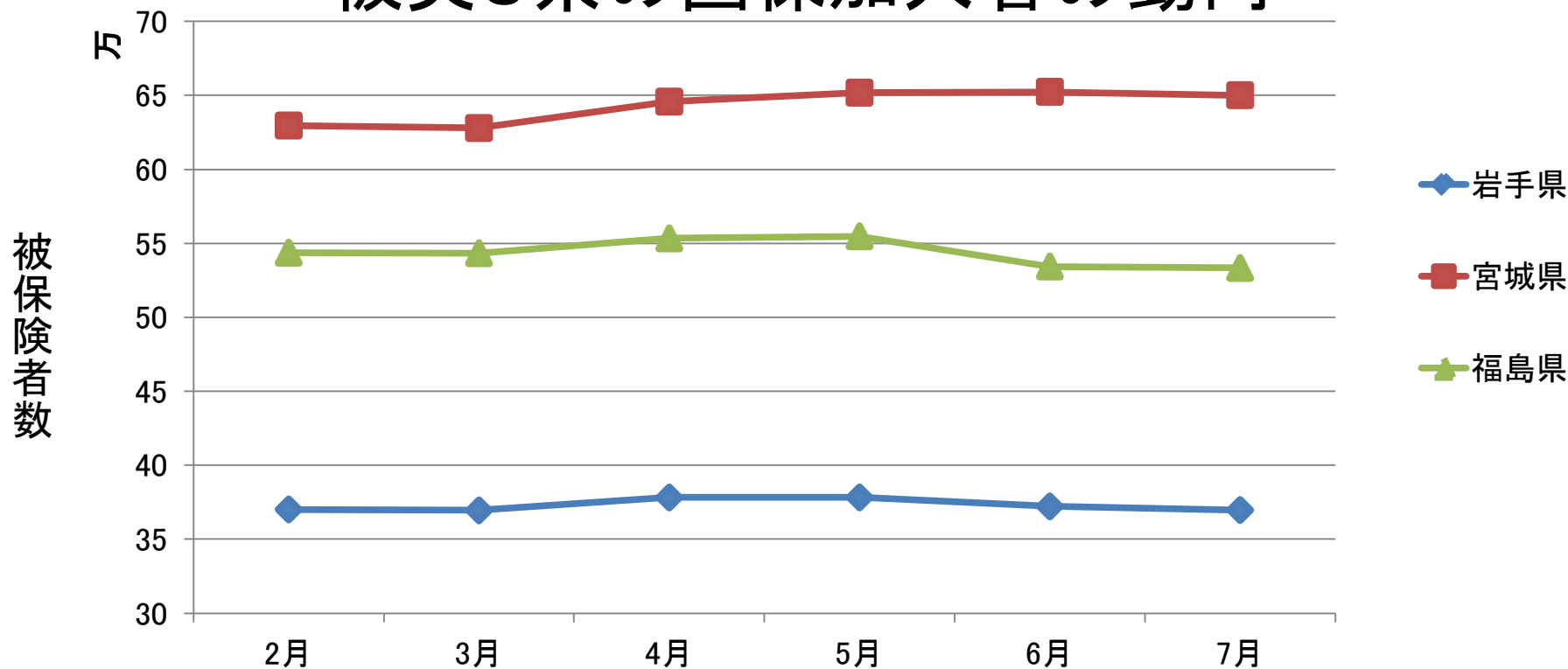
	全災害拠点 病院数	東日本大震災による被害状況		診療機能の状況			
		全壊	一部損壊	外来の受入制限	外来受入不可	入院の受入制限	入院受入不可
				被災直後	被災直後	被災直後	被災直後
岩手県	11	0	11	11	0	11	0
宮城県	14	0	13	5	0	2	1
福島県	8	0	7	4	1	5	0
計	33	0	31	20	1	18	<u>1</u>

被災3県の災害拠点病院全33病院のうち、一部損壊は31病院、全壊は0であった。

(一部損壊には、建物の一部が利用不可能になるものから施設等の損壊まで含まれる。)

※下線部が修正点

# 被災3県の国保加入者の動向



※ 各月末の被保険者数。各市町村からの報告に基づき保険局で作成（震災の影響で報告がなされていない市町村あり）

(参考) 3県の推計人口( )内は、当該月に対する当該月の前月末の国保加入者の占める割合)

	3月1日現在	4月1日現在	5月1日現在	6月1日現在	7月1日現在	8月1日現在
岩手県	1,326,643 (27.9%)	1,322,036 (27.9%)	1,319,824 (28.7%)	1,319,341 (28.7%)	1,318,818 (28.2%)	1,316,381 (28.1%)
宮城県	2,347,681 (26.8%)	2,335,209 (26.9%)	2,326,841 (27.8%)	2,326,418 (28.0%)	2,325,470 (28.1%)	2,325,384 (28.0%)
福島県	2,024,401 (26.9%)	2,014,603 (27.0%)	2,005,800 (27.6%)	2,000,953 (27.7%)	1,997,400 (26.8%)	1,994,406 (26.7%)

※各県による各月1日現在の推計人口に基づき保険局で作成

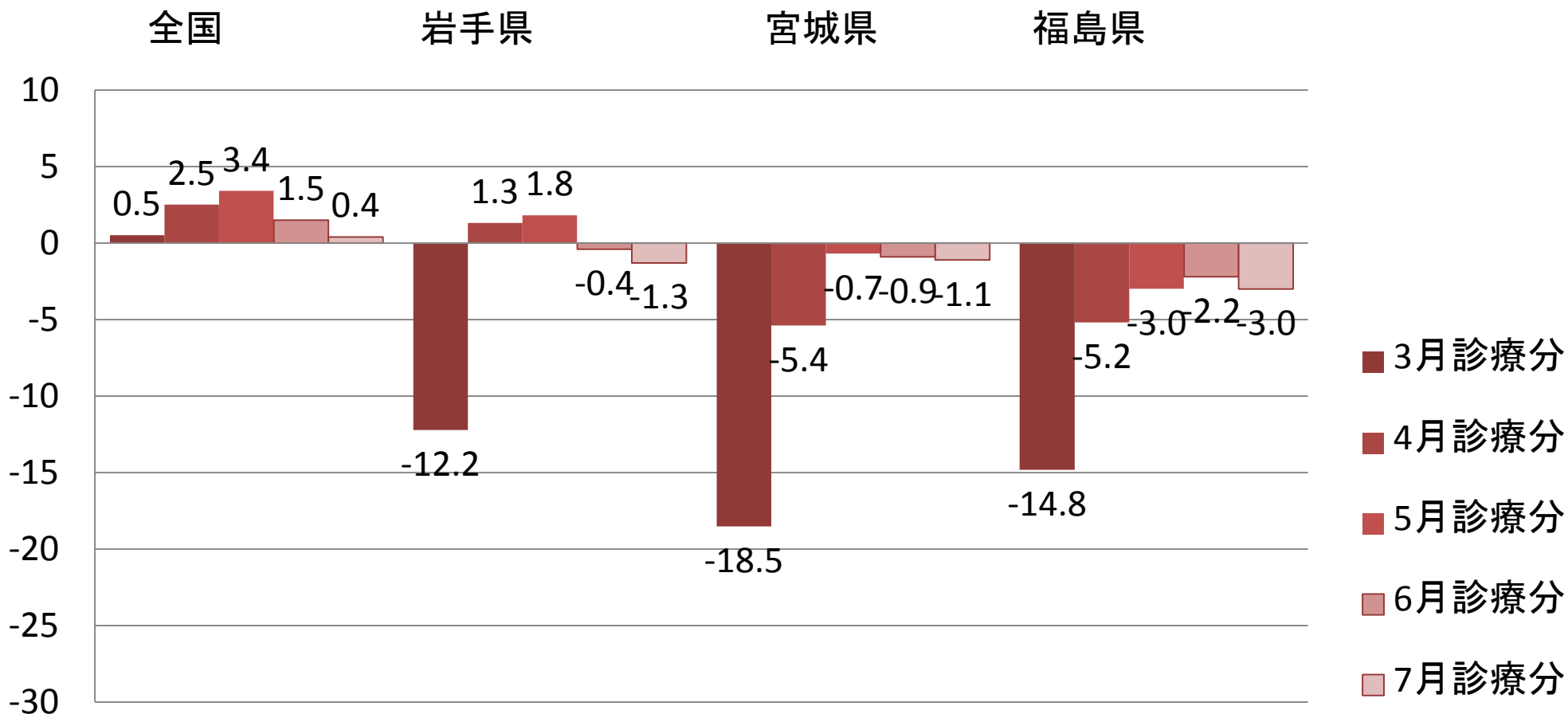
宮城県: 女川町と南三陸町の総人口は平成23年3月1日現在のもの

岩手県: 陸前高田市は3月1日から8月31日までの人口移動をまとめて8月中の移動として、大槌町は3月1日から7月31日までの人口移動をまとめて7月中の移動として計上。

# 震災後のレセプト受付状況(前年同月比)

【国保連合会分】

単位:%



※ 国保中央会の報告に基づき保険局で作成

# 大学から被災地への医師等派遣人数（10月11日午前0時まで累計）

※東北大学病院及び福島県立医科大学附属病院については集計不能にて未集計  
 ※数については10月11日時点での延べ数

NO	大学病院名	チーム数	人数の合計	うち医師	うち看護師	うちその他
1	北海道大学病院	14	74	21	20	33
2	旭川医科大学病院	16	78	28	26	24
3	弘前大学医学部附属病院	18	62	21	21	20
4	東北大学病院					
5	秋田大学医学部附属病院	43	150	70	47	33
6	山形大学医学部附属病院	9	38	15	6	17
7	筑波大学附属病院	75	211	154	25	32
8	群馬大学医学部附属病院	20	58	19	22	17
9	千葉大学医学部附属病院	53	162	85	45	32
10	東京大学医学部附属病院	55	151	89	20	42
11	東京医科歯科大学医学部附属病院	31	77	59	6	12
12	新潟大学医歯学総合病院	67	158	75	45	38
13	富山大学附属病院	21	83	37	23	23
14	金沢大学附属病院	16	45	18	16	11
15	福井大学医学部附属病院	34	89	48	22	19
16	山梨大学医学部附属病院	21	118	29	38	51
17	信州大学医学部附属病院	20	98	34	30	34
18	岐阜大学医学部附属病院	15	56	24	19	13
19	浜松医科大学医学部附属病院	16	43	16	12	15
20	名古屋大学医学部附属病院	25	104	46	26	32
21	三重大学医学部附属病院	35	85	27	23	35
22	滋賀医科大学医学部附属病院	14	53	18	20	15
23	京都大学医学部附属病院	23	57	29	17	11
24	大阪大学医学部附属病院	7	33	12	11	10
25	神戸大学医学部附属病院	20	63	25	21	17
26	鳥取大学医学部附属病院	12	71	28	22	21
27	島根大学医学部附属病院	11	25	14	6	5
28	岡山大学病院	27	93	50	16	27
29	広島大学病院	43	239	90	38	111
30	山口大学医学部附属病院	15	35	19	10	6
31	徳島大学病院	25	99	31	24	44
32	香川大学医学部附属病院	8	26	9	10	7
33	愛媛大学医学部附属病院	15	76	24	24	28
34	高知大学医学部附属病院	32	79	29	21	29
35	九州大学病院	23	58	31	12	15
36	佐賀大学医学部附属病院	16	27	17	6	4
37	長崎大学病院	18	44	27	12	5
38	熊本大学医学部附属病院	25	61	31	15	15
39	大分大学医学部附属病院	15	25	12	2	11
40	宮崎大学医学部附属病院	25	57	23	15	19
41	鹿児島大学病院	24	107	46	25	36
42	琉球大学医学部附属病院	11	16	6	2	8
43	東京医科歯科大学歯学部附属病院	3	9	6	0	3
44	大阪大学歯学部附属病院	1	6	2	2	2
45	東京大学医科学研究所附属病院	1	2	0	1	1
国立大学合計		1,018	3,301	1,494	824	983

NO	大学病院名	チーム数	人数の合計	うち 医師	うち 看護師	うち その他
46	札幌医科大学附属病院	24	82	27	29	26
47	福島県立医科大学附属病院					
48	横浜市立大学附属病院	35	97	53	22	22
49	横浜市立大学附属市民総合医療センター	6	20	6	8	6
50	名古屋市立大学病院	14	45	15	12	18
51	京都府立医科大学附属病院	33	90	35	24	31
52	大阪市立大学医学部附属病院	23	63	26	25	12
53	奈良県立医科大学附属病院	26	67	36	18	13
54	和歌山県立医科大学附属病院	32	82	35	17	30
公立大学合計		193	546	233	155	158
55	岩手医科大学付属病院	117	587	205	134	248
56	岩手医科大学付属花巻温泉病院	1	1	1	0	0
57	自治医科大学附属病院	25	122	49	32	41
58	自治医科大学附属さいたま医療センター	18	48	25	10	13
59	獨協医科大学病院	32	48	13	11	24
60	獨協医科大学越谷病院	17	121	18	52	51
61	獨協医科大学日光医療センター	3	3	0	3	0
62	埼玉医科大学病院	9	25	15	4	6
63	埼玉医科大学国際医療センター	6	18	7	4	7
64	埼玉医科大学総合医療センター	14	53	24	16	13
65	北里大学病院	8	45	19	14	12
66	北里大学東病院	3	7	6	1	0
67	北里大学北里研究所病院	1	1	1	0	0
68	杏林大学医学部附属病院	29	50	32	6	12
69	慶応義塾大学病院	53	77	57	9	11
70	慶応義塾大学月ヶ瀬リハビリテーションセンター	1	1	0	1	0
71	順天堂大学医学部附属順天堂病院	27	35	33	2	0
72	順天堂大学医学部附属静岡病院	3	17	6	4	7
73	順天堂大学医学部附属浦安病院	2	19	10	4	5
74	順天堂大学医学部附属練馬病院	6	22	12	6	4
	学校法人 昭和大学(全附属病院合同)	9	109	43	33	33
75	昭和大学病院	5	11	7	2	2
76	昭和大学藤が丘リハビリテーション病院	1	1	0	0	1
77	昭和大学附属烏山病院	2	6	5	0	1
78	帝京大学医学部附属病院	31	74	58	9	7
79	東海大学医学部附属病院	18	98	33	33	32
80	東京医科大学病院	6	19	8	7	4
81	東京医科大学茨城医療センター	5	17	4	8	5
82	東京医科大学八王子医療センター	1	3	2	0	1
83	東京慈恵会医科大学附属病院	24	86	61	21	4
84	東京女子医科大学病院	18	38	23	6	9
85	東京女子医科大学八千代医療センター	3	17	8	6	3
86	東京女子医科大学東医療センター	1	1	1	0	0
87	東邦大学医療センター大森病院	32	99	52	43	4
88	東邦大学医療センター大橋病院	7	21	11	9	1
89	東邦大学医療センター佐倉病院	4	13	7	6	0
90	日本大学医学部附属板橋病院	17	55	18	18	19
91	日本医科大学付属病院	60	91	73	14	4
92	日本医科大学武蔵小杉病院	7	10	9	1	0
93	日本医科大学多摩永山病院	9	33	9	9	15
94	日本医科大学千葉北病院	7	24	11	8	5

NO	大学病院名	チーム数	人数の合計	うち 医師	うち 看護師	うち その他
95	聖マリアンナ医科大学病院	28	122	56	44	22
96	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	6	18	6	9	3
97	金沢医科大学病院	12	45	14	13	18
98	愛知医科大学病院	11	53	19	14	20
99	藤田保健衛生大学病院	6	37	18	13	6
100	大阪医科大学附属病院	51	81	63	9	9
101	関西医科大学附属枚方病院	16	27	13	13	1
102	関西医科大学附属滝井病院	1	4	1	2	1
103	近畿大学医学部病院	9	21	13	5	3
104	近畿大学医学部堺病院	1	1	1	0	0
105	近畿大学医学部奈良病院	4	4	4	0	0
106	兵庫医科大学病院	9	43	18	12	13
107	兵庫医科大学病院ささやま医療センター	1	4	1	1	2
108	川崎医科大学付属病院	11	26	14	6	6
109	久留米大学病院	20	50	25	13	12
110	産業医科大学病院	80	132	90	20	22
111	福岡大学病院	5	12	5	5	2
112	福岡大学筑紫病院	1	3	1	2	0
113	東京歯科大学千葉病院	2	5	4	0	1
114	東京歯科大学市川総合病院	3	3	2	1	0
115	日本大学歯学部付属歯科病院	1	3	2	0	1
116	日本大学松戸歯学部付属病院	1	4	2	0	2
117	日本歯科大学付属病院	8	22	22	0	0
118	日本歯科大学新潟病院	3	6	5	0	1
119	神奈川歯科大学附属病院	4	7	3	0	4
120	松本歯科大学病院	9	25	21	0	4
121	福岡歯科大学医科歯科総合病院	1	4	1	0	3
私立大学合計		946	2,888	1,400	728	760
合計		2,157	6,735	3,127	1,707	1,901

	大学数	病院数	チーム数	派遣人数	医師	看護師	その他
国立	41	44	1,018	3,301	1,494	824	983
公立	7	8	193	546	233	155	158
私立	34	67	946	2,888	1,400	728	760
合計	82	119	2,157	6,735	3,127	1,707	1,901

出典：文部科学省 医学教育課調べ

# 東日本大震災からの復興について



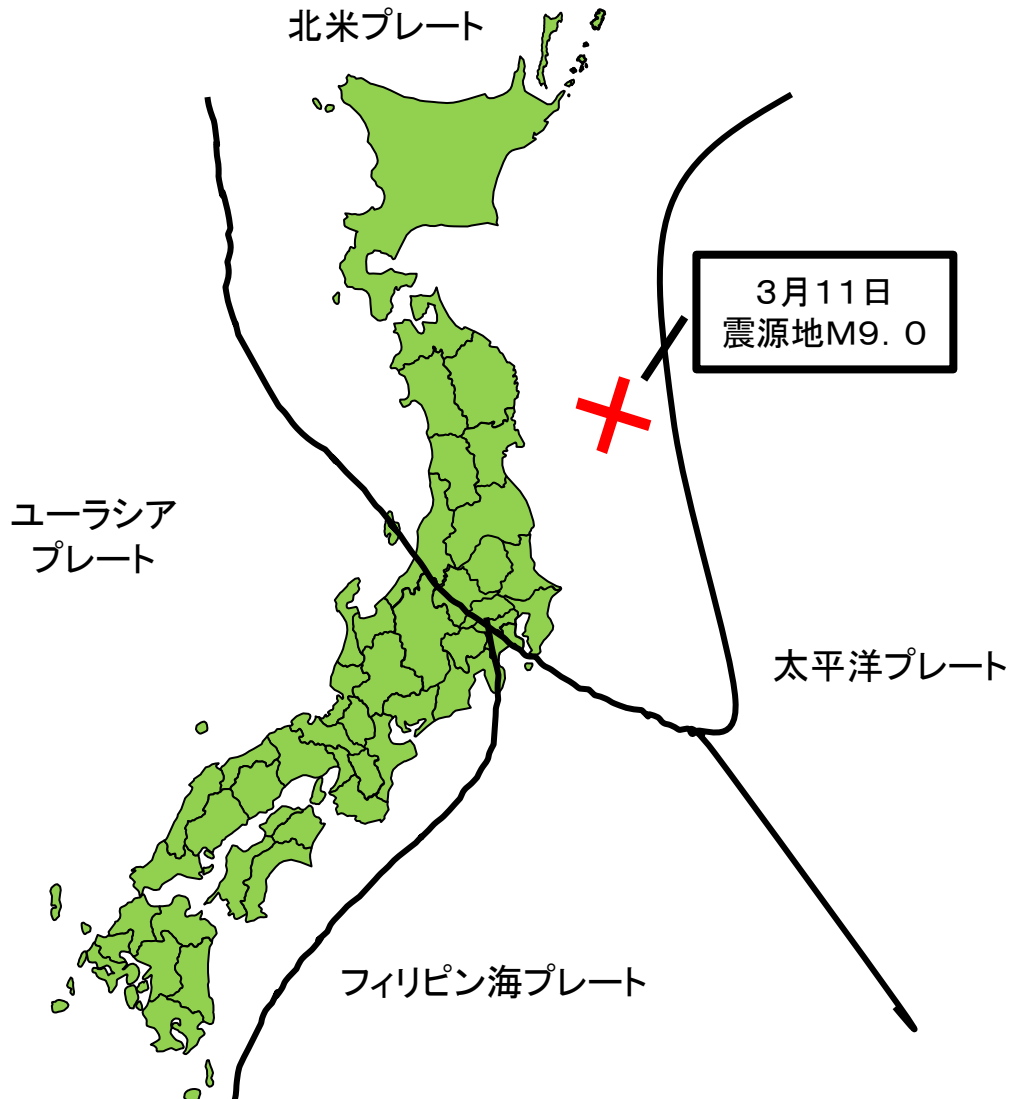
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

平成23年10月末時点

# 1. 東日本大震災における被害状況

- 平成23年3月11日(金)14:46に三陸沖でマグニチュード9.0の地震が発生。東北地方を中心に地震、津波等により大規模な被害。
- 日本の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降、4番目の規模の地震となる。



人的被害	
死者	15,829名
行方不明者	3,724名
負傷者	5,943名

建築物被害	
全壊	118,809戸
半壊	184,661戸
一部損壊	609,394戸

(以上警察庁調べ10月27日時点)

被災者支援の状況	
全国の避難者	71,358名

(以上復興対策本部調べ10月26日時点)



## 被災地の病院・診療所の被害の状況

(医政局7月11日時点まとめ)

	病院数	東日本大震災による被害状況	
		全壊	一部損壊 <sup>※1</sup>
岩手県	94	3	59
宮城県	147	5	123
福島県	139	2	108
<b>計</b>	<b>380</b>	<b>10</b>	<b>290</b>

	診療所数		東日本大震災による被害状況			
	医科	歯科	全壊		一部損壊 <sup>※1</sup>	
			医科	歯科	医科	歯科
岩手県	927	613	38	46	76	79
宮城県	1,626	1,065	43	32	581	367
福島県	1,483	919	2	5	516	374
<b>計</b>	<b>4,036</b>	<b>2,597</b>	<b>83</b>	<b>83</b>	<b>1,173</b>	<b>820</b>

※1 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから施設等の損壊まで含まれる。

※2 一部確認中の病院・診療所がある。

## 被災地の社会福祉施設等の被害

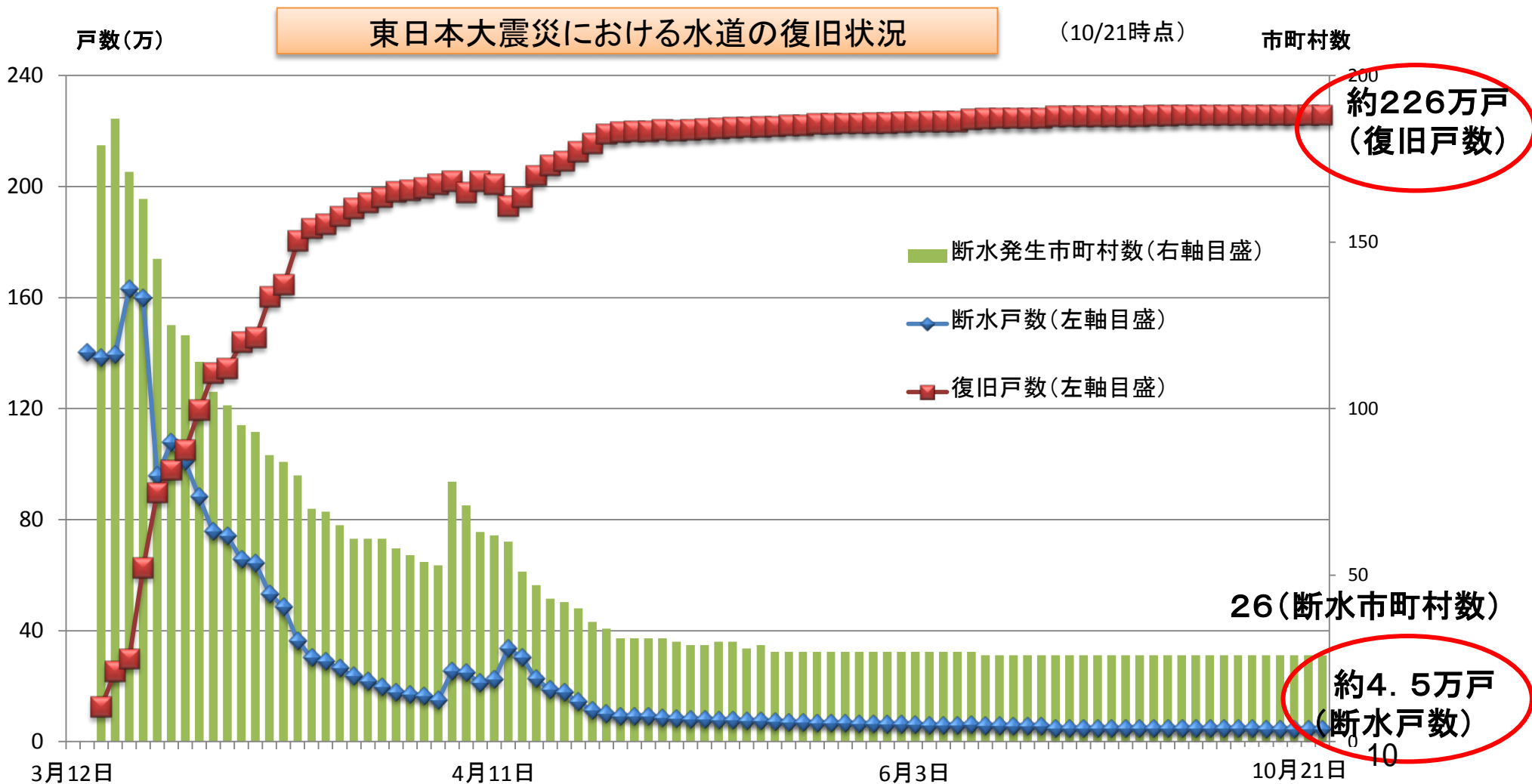
(社会・援護局5月13日時点まとめ)

	施設数 <sup>※1</sup>	被災施設数	児童福祉施設		老人福祉施設		障害福祉施設		その他福祉施設	
			全壊	一部損壊 <sup>※2</sup>	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊
岩手県	2,142	208	12	29	9	92	9	56	0	1
宮城県	2,712	333	13	131	2	54	11	122	0	0
福島県	2,352	334	2	92	1	168	0	70	0	1
<b>合計</b>	<b>7,206</b>	<b>875</b>	<b>27</b>	<b>252</b>	<b>12</b>	<b>314</b>	<b>20</b>	<b>248</b>	<b>0</b>	<b>2</b>

※1 施設数については、被害のあった施設類型のうち主立ったものについて、平成21年度の各種統計を元に集計。

※2 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

- 津波の被災地を中心に、3県で少なくとも4.5万戸の断水被害が生じている状況。これまでに復旧した総数は226万戸。
- 全国の水道事業者、工事業者による被災地での応急給水・応急復旧作業により速やかに復旧
- 今後、水道管の耐震化なども含め、今後の被災地の復旧と一体となった復興を進めていく。



## 2. 政府・厚生労働省における東日本大震災への体制

### 政府

#### 緊急災害対策本部(3/11設置)

本部長:総理  
副本部長:防災担当大臣、官房長官、総務大臣、  
防衛大臣

政府現地対策本部

#### 原子力災害対策本部(3/11設置)

本部長:総理  
副本部長:経産大臣、原発担当大臣

政府現地対策本部(オフサイトセンター)

原子力被災者生活支援チーム

#### 東日本大震災復興対策本部(6/28設置)

本部長:総理  
副本部長:官房長官、復興対策担当大臣

政府現地対策本部

### 厚生労働省

#### 災害対策本部(3/11設置)

本部長:厚生労働大臣  
副本部長:副大臣、政務官  
事務局長:社会・援護局長

#### 現地対策本部(3/12設置)

岩手・宮城・福島現地対策本部

#### 復興対策本部(9/20設置)

本部長:厚生労働大臣  
副本部長:副大臣、政務官  
事務局長:官房長

#### 復興現地対策本部(9/20設置)

岩手・宮城・福島復興対策本部

市町村復興支援チーム(7/6活動開始)

相双医療従事者確保センター(10/7活動開始)

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

政府

○官邸対策室設置、緊急参集チーム招集(3/11 PM14:50)

※数値は9/30時点

○緊急災害対策本部を設置(3/11 PM15:14)

被災者生活支援本部(3/17)

○厚生労働省災害対策本部(3/11 PM14:50)

厚生労働省現地対策本部(3/12 AM9:00)

医療

・DMAT(災害派遣医療チーム)による救護活動(3/11~3/22)  
▲最大193チームが現地で活動(3/13)

○被災者健康支援連絡協議会(4/22~)

※大学病院からの派遣は別途記載

・医療関係団体等の医療チームの派遣・急性期(3/16~) ▲最大約706人(156チーム)が現地で活動(4/15)

約16人(8チーム)活動中。(累計12,155人(2,589チーム))

・薬剤師の派遣(3/17~) ▲最大133人が現地で活動(4/10)

派遣実績  
累計1,915人

保健師・看護師等の保健活動(3/14~)

○現地での直接雇用ヘシフト(累計126人(9/2))

59人活動中  
(累計11,194人)

管理栄養士の派遣(3/20~)

○宮城では全避難所で食事の総点検を2度実施(4/1~、5/1~)  
○岩手(5/10~)・福島(4/20~)でも食事の総点検を実施

派遣実績  
累計600人

心のケアチーム派遣(3/16~)

20人(7チーム)活動中。(累計3,218人(57チーム))

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

## 医薬品・物資

- 一般・医療用医薬品を被災地へ搬入(3/12～)
- 生協から毛布・飲料水等の物資を配送(3/13～)
  - 医薬品の供給体制を構築(各県ごとに集積所を整備。医薬品の搬入)(3/19～)
    - 一般用医薬品を水産庁巡視船で海路搬送(3/20～)
    - 医療用医薬品を米軍ヘリによる空路搬送(3/19)

※数値は9/30時点

## 介護・福祉・生活

介護職員等の派遣(3/21～)

22人活動中  
(累計1,540人)

被災地の要援護者の他都道府県等へ受入(3/21～)

受入実績  
1,850人

仮設住宅の着工(3/19～)

介護等のサポート拠点の設置・運営イメージを情報提供(4/19)

御遺体の埋火葬の体制確保(民間事業者への協力要請等)(3/12～)

生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の開始(3/11～)

日本政策金融公庫・福祉医療機構による事業者向けの融資(3/11～)

○発達障害児・者に対する支援策をリーフレットで周知(4/28～)

## 子ども

○妊産婦・乳幼児に対する支援のポイントを周知(3/18～、4/14・5/20改訂)

○「子どもの心のケアの手引き」等を配付(4/15～)

児童福祉司等の派遣(3/25～)

・震災孤児(240名(10/20時点))、震災遺児(1,323名(10/20時点))を把握

派遣実績  
累計181人

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

雇用

失業保険の特例(3/12~)

雇用調整助成金の特例(3/17~)

ハローワークの出張相談を実施(3/16~)

○福祉・くらし・雇用などの相談を共同で行うワンストップサービスを実施(4/5~)

雇用創出基金事業による当面のつなぎ雇用の確保 (4/5~)

○被災者等就労支援・雇用創出推進会議(3/28~)

・「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1(4/5)

・「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2(4/27)

・「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3骨子(8/26)

その他

○医療保険制度による支援(3/11~)

- ・被災地に居住し生活にお困りの方は医療機関での窓口負担を免除
- ・保険料の減免(最長1年間)

○介護保険制度による支援

- ・被災された方で生活にお困りの方について利用者負担及び介護保険施設等の食費・居住費等の自己負担の免除等を実施(3/17~)
- ・保険料の減免等(3/11~)

○年金制度による支援

- ・厚生年金保険料の猶予、国民年金保険料の免除(3/13~)
- ・厚生年金保険料の免除(最長1年間)

○生活支援ニュースを配付(4/5~)

○障害福祉サービスの支援(3/24~)

- ・障害福祉サービスの利用者負担や入所者の食費・居住費の自己負担を免除。

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

政府

○原子力緊急事態宣言発令(3/11 PM19:03)

※数値は9/30時点

○原子力災害対策本部(3/11)

・総理大臣指示(3/11～)  
福島第一発電所の半径20km圏内の避難、  
20～30km圏内の屋内待避

・総理大臣指示(4/22～9/30)  
計画的避難区域・緊急時避難準備区域を設定

・総理大臣指示(6/17～)  
特定避難勧奨地点を設定

○東電福島第一原発作業員  
健康対策室(5/20)

・東京電力福島第一原発へ立入調査(5/27,6/7,7/11)

被曝不安解消のための医療チーム派遣(3/17～)

派遣実績  
累計421人

○患者・利用者の搬送(3/18～22)

・屋内退避指示が出ている20～30km圏内の病院・老健施設等の患者・入居者  
(約1,700人(6病院約700人、福祉施設約1000人))を福島県内外へ搬送

○放射線の健康影響に関する一般の方向けQ&AをHPで周知(3/23)

食品中の放射性物質に関する暫定規制値を設定(3/17～)

○魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値を設定(4/5～)

○食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除の考え方を公表(4/4)・改正(6/27、8/4)

水道水中の放射性物質について摂取制限に関する指標等を設定(3/19～)

○水道水の摂取制限・摂取制限の解除の考え方を公表(4/4)

食品・水道水中の放射性物質のモニタリングの結果公表(3/19～)

○保育所等の園舎・園庭等の利用判  
断の暫定的考え方を設定(4/19)

○これまでの保育所等の園舎・園庭等の線量  
低減状況等を踏まえた考え方を通知(8/26)

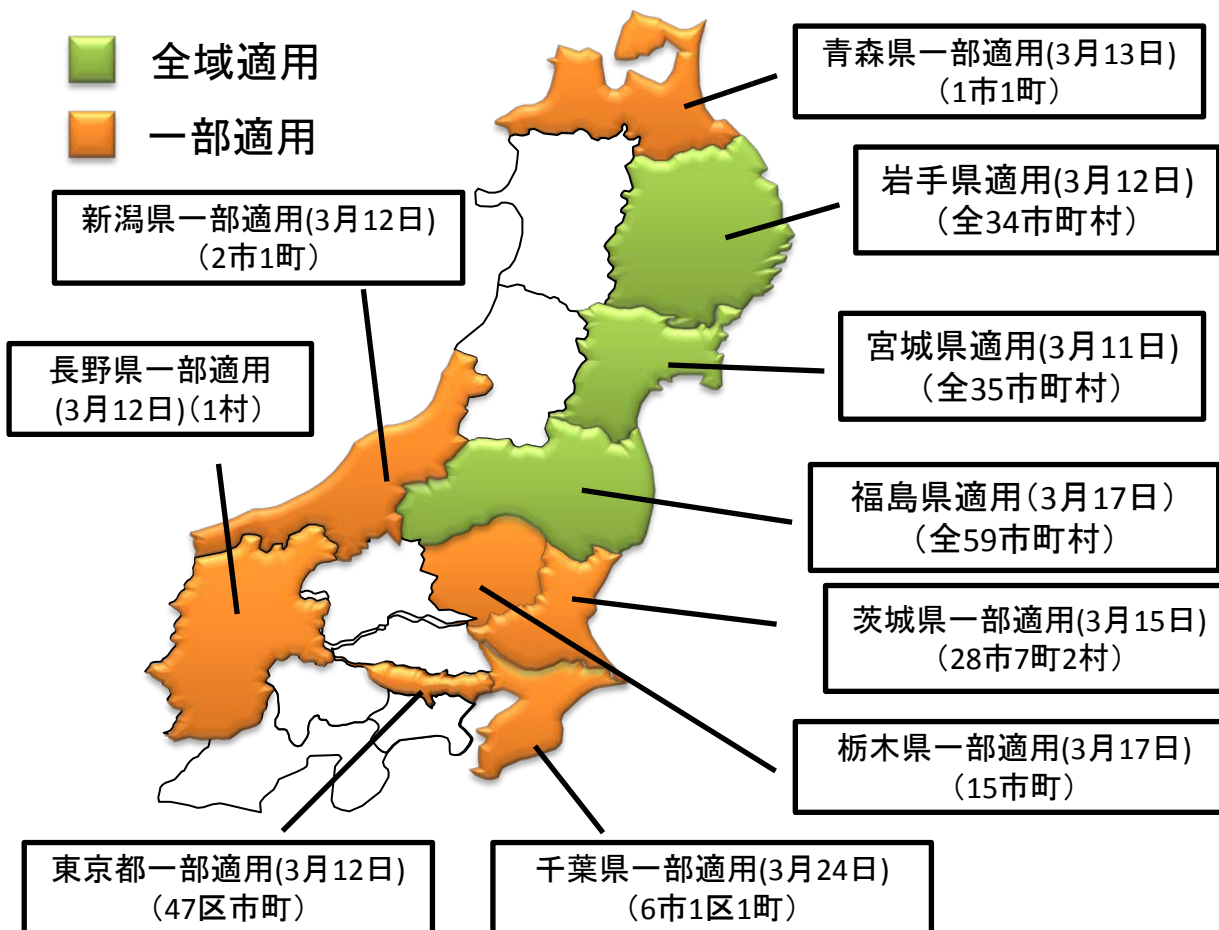
保育所等の放射線量の継続的モニタリング調査(4月中旬～)

○母乳中の放射性物質濃度等に関する調査結果を公表(4/30,5/17,6/7)

原発事故への対応

### 3. 災害救助法の適用

- 災害に際して、国が応急的に必要な救助を行い、救助経費を一部負担するもの。  
(被災自治体の財政力に応じ、最大9割国庫補助)
- 宮城県、岩手県、福島県等には、災害救助法が適用され、応急仮設住宅の設置をはじめとする災害救助のための経費として、国が財政支援措置を実施している。



#### 災害救助法による支援内容

- 被災者の救出
- 医療、助産
- 避難所の設置費
- 炊き出し、飲料水の提供
- 被服、寝具等の提供
- ホテルや旅館の借上げ費
- 仮設住宅、介護等のサポート拠点の設置費(※) 等

※仮設住宅の集会室の一部を活用した場合



## 4. 保健・医療（医療従事者の派遣等）

### (1) 医療関係者の被災地への派遣

- 災害発生後直ちに、**災害派遣医療チーム(DMAT)**が現地で**活動を開始**。病院支援活動や広域医療搬送などの救命活動に従事。(3/22活動終了)  
※DMATとは、災害急性期(発生後48時間以内)に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム。
- 日本医師会、日本薬剤師会、病院団体等の関係団体に対し、被災地の要請に基づいて医師等の派遣に協力するよう厚生労働省などから依頼。**これまで、約3万人の医療従事者を派遣**
- 精神科医、看護師、精神保健福祉士等平均4～5名から構成される「**心のケアチーム**」の派遣を厚労省で調整。被災者の自宅への訪問支援などを実施。
- 全国の都道府県等からの**保健師や管理栄養士等の派遣**を厚労省で調整。

### (2) 保険制度による対応

- 被災者は、氏名、生年月日などの申し出により、被保険者証なしで医療機関を受診することが可能。
- 被災地に居住し、生活にお困りの方は、医療機関での窓口負担を免除。(震災後に他の市町村に移った方も同様)  
※7月からは、原則として被保険者証と免除証明書を窓口で提示することが必要

(被災地へ向かう医療チーム)



(医療チームの被災地での活動)



(1) 薬剤師の活動

- 救護所・避難所等で薬の相談窓口を開設し、被災者に対し、医薬品の提供、服薬指導、お薬手帳の活用等をアドバイス。
- 医薬品集積所等での医薬品の仕分け・管理、救護所・避難所への払い出し作業を実施

(薬剤師による薬の相談窓口)



(2) 保健師の巡回活動

- 被災者の二次的健康被害を防ぐための応急仮設住宅居住者等に対する継続的な保健指導の支援を実施。(感染症・食中毒の予防、心の相談への対応等)
- 支援を必要とする高齢者、障害者等のニーズに応じて、介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連絡や調整

(保健師の巡回活動)



(3) 管理栄養士の栄養改善対策活動

- 被災県・日本栄養士会と連携の下、被災外の自治体管理栄養士の協力も得て、栄養状況の厳しい避難所の巡回指導、個別相談、食事の確保に対応。
- 岩手県・宮城県・福島県における避難所の食事提供状況等の把握、改善すべき課題の整理を行い、対応。

(栄養士の栄養相談)



### (1) 被災地への介護支援

- 全国の都道府県等に対し、被災地の介護施設、障害者施設等への介護職員の派遣を依頼。これまで1,580名の派遣を実施。
- 全国の都道府県に対し、被災地の要援護者の介護施設等への受け入れを依頼。

実績:1,850人。このほか東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う退避者(介護施設等入所者)の受け入れ約1,500人

- 氏名、生年月日などの申し出により、被保険者証なしで介護サービスを利用することが可能。
- 利用料、介護保険施設等の食費・居住費の自己負担額の免除等を実施。

※7月1日以降は、原則として、被保険者証・免除証明書等が各々必要

### (2) 被災地への障害者支援

- 障害者団体が被災地において災害対策本部を設置し、地元の自治体等と協力して、居宅等で暮らす障害のある方の実態把握や必要な支援につなげる取組を推進。
- 氏名、生年月日などを申し出ることにより、受給者証なしで、障害福祉サービス等を受けたり、医療機関、薬局での受診や薬の受け取りが可能
- 利用者負担の免除を受けることが可能

### (3) 被災地への子ども支援

- 児童相談所の職員が、避難所等を巡回訪問し、震災孤児・震災遺児を調査。教育委員会等において、学校等における児童等の被災状況を調査

10/20現在 震災孤児240名、震災遺児1,323名把握。

- 把握した子どもの状況に応じて、できる限り親族による引き受けを調整し、その際、親族里親の制度等も活用。

10/26現在 申請114件(児童159人)認定112件(児童156人)

- 日本ユニセフ協会等と連携し、被災地の子ども達へ絵本等の児童書を送る取組を実施。
- 「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置(厚生労働省の要請により、恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所が設置)するとともに関係団体による協議会を設立し、被災した子どもの心の問題等に対応。

(介護職員による家庭訪問の様子)



(被災地の子ども達)

- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進。
- 平成23年度第1次補正予算において「介護等のサポート拠点」の設置・運営等に係る経費として、被災地を対象に地域支え合い体制づくり事業に70億円計上（6/24に被災県に対して全額交付済み。）。
- 平成23年度第3次補正予算（案）において、さらに、地域支え合い体制づくり事業に90億円を要求。
- 介護等のサポート拠点の取組状況は、被災3県で合計86ヶ所が設置される予定（9/30現在）。  
（岩手県16ヶ所、宮城県45ヶ所、福島県25ヶ所）

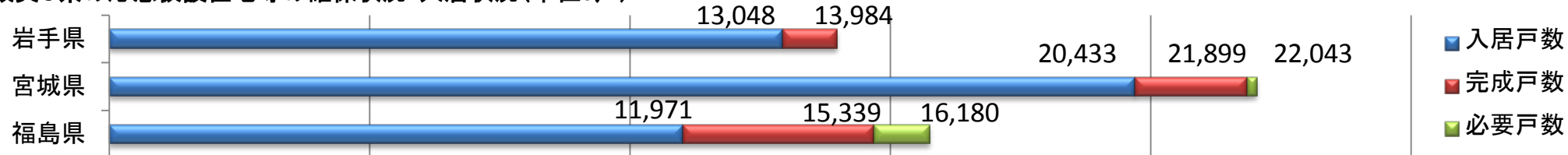


※ LSA：ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等に関する業務を行う者

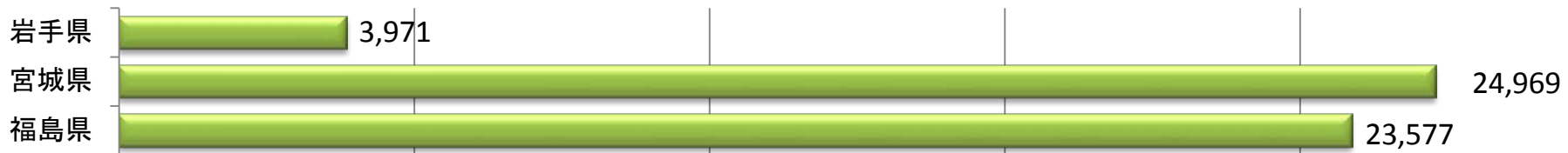
## 6. 住まいの確保

- 災害救助法の適用により、応急仮設住宅の設置について国が財政支援を実施。
- 応急仮設住宅は供給については、51,537戸が完成。被災地から要請されている52,522戸のうち大半は完成（10/27時点）。また、62,038戸の民間賃貸住宅を借り上げている（10/27時点）。

被災3県の応急仮設住宅等の確保状況・入居状況(単位:戸)

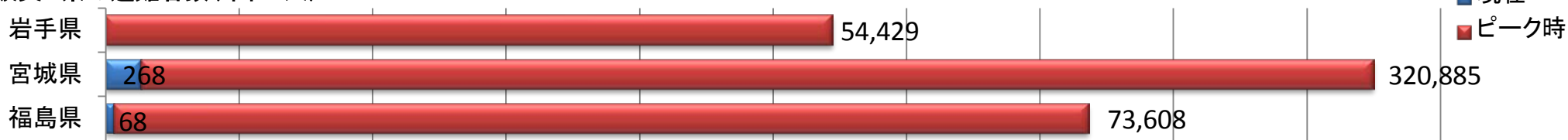


被災3県の民間賃貸戸数(単位:戸)



(参考)

被災3県の避難者数(単位:人)



被災3県の避難所数(単位:箇所)



(注) 避難者数は市町村の避難所等に避難している方の数値。

(災害対策本部11月1日時点<sup>21</sup>まとめ)

## 1. 応急仮設住宅の立地状況について

病院・診療所の有無	岩手県(325団地)			宮城県(410団地)			福島県(165団地)			全体(900団地)		
	有	無	無回答	有	無	無回答	有	無	無回答	有	無	無回答
団地から徒歩15分圏内 (上段: 団地数 / 下段: 割合)	84	241	0	180	167	63	70	75	20	334	483	83
	26%	74%	0%	44%	41%	15%	42%	46%	12%	37%	54%	9%
団地から公共交通機関で行ける範囲 (上段: 団地数 / 下段: 割合)	314	8	3	328	36	46	131	13	21	773	57	70
	97%	2%	1%	80%	9%	11%	79%	8%	13%	86%	6%	8%

## 2. 上記にいずれも該当しない場合にその対策として講じている(予定も含む)措置

	岩手県	宮城県	福島県	全体
	回答団地数	回答団地数	回答団地数	回答団地数
バス・タクシー等の公共交通の確保	44	99	38	181
病院等への個別送迎の実施	6	55	51	112

調査時点: 平成23年8月1日

### < 応急仮設住宅の立地状況に係る課題への対応について >

課 題	課題への対応方針	課題に対する具体的な取組(事業等)			担当省庁
		取組(事業等)の名称	取組(事業等)の概要	予算規模等 (注)金額は平成23年度2次補正予算額までの総額。	
病院等へ通院するの不便	市町村の生活交通の確保・維持を支援	地域公共交通確保維持改善事業	応急仮設住宅から病院等の公的機関等間の移動のための輸送など、生活に必要な交通の確保・維持に対する支援を行うもの。	305億円の内数	国土交通省
	仮設診療所等を整備	診療確保事業	仮設住宅等で生活する被災者の医療提供体制を迅速に確保するため仮設診療所(薬局を併設するものを含む。)、仮設歯科診療所等を整備するために補助を行うもの。	14億円	厚生労働省

## 7. 雇用(主な支援制度)



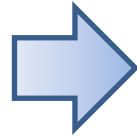
### (1) 雇用保険

#### 震災被害により賃金が支払われない労働者のために、特例措置を実施

- 労働者が離職した場合に、失業手当を支給

※離職せずに休業している場合は支給されない

特例



- 事業所が震災被害を受けたことにより休業となり、賃金が支払われない労働者に、離職していなくても、失業手当を支給する特例措置を実施
- 震災により休業及び離職を余儀なくされた方の給付日数について、原則60日の個別延長給付を更に60日分延長する特例措置を実施
- 被災3県の沿岸地域等の市区町村に居住する方の給付日数を90日分延長する措置を実施

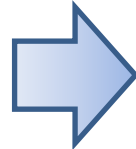
### (2) 雇用調整助成金

#### 労働者の雇用を維持するために休業を実施する企業に国が助成

- 経済的理由により事業活動の縮小(注)を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用維持のため、休業等を実施した場合、休業手当などの負担額の2/3(中小企業は4/5)を国が助成

(注)最近3か月とその直前の3か月又は前年同期の事業活動を比較

支給要件を緩和



- 対象の拡大
  - ・ 東京都を除く災害救助法適用地域の事業所
  - ・ これらの地域の事業所等と取引関係が緊密な事業所等
- 事業活動縮小の確認期間の短縮(3か月→1か月)
- 支給対象期間(1年間)においては、これまでの支給日数とは別枠で、最大300日の受給を可能とする 等
- 9月の休業等実施計画届受理状況:  
**47,458事業所、対象者数879,694人**

### (3) 雇用創出基金事業

#### 震災により失業された方々のために、雇用の場を確保

- 国の交付金を財源として、都道府県・市町村が、離職した失業者の雇用機会を創出する事業

・対象分野：介護、医療、農林など  
・雇用期間：1年以内、更新不可

要件緩和・積み増し



- 基金を積み増して拡充し、「震災対応事業」として被災者の雇用機会を創出する事業を実施。(自治体の臨時職員としての雇用も可)  
(例) 仮設住宅における子どもの一時預かりや高齢者の見守り、がれきの片付け 等
- 雇用期間の複数回更新を可能とする
- 全国で合計約44,000人の雇用創出計画(10月14日現在)

### 趣 旨

- 今般の東日本大震災により、東北地方の沿岸部を中心に、多くの方々がその生活基盤を奪われ、被災地内外での避難生活を余儀なくされていることから、**被災された方々の雇用の場を早急に確保**することが重要な課題となっている。
- このため、重点分野雇用創造事業等の雇用創出のための基金事業について、**実施要件の緩和と基金の積み増しにより、被災された方々の雇用機会を創出する事業を実施**する。

### 震災対応事業の概要

- ◆ 重点分野雇用創造事業の基金を積み増して(23年度補正予算:500億円)拡充し、「震災対応事業」として、被災した失業者の雇用機会を創出する事業を実施。

#### ◆ 事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。

#### 【事業例】

- ・ 仮設住宅における高齢者の見守りや配食サービスを行う事業
- ・ 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業
- ・ 子どもの一時預かりや子育て支援を行う事業
- ・ 農水産物や観光地のPR事業

#### ◆ 対象者

- 被災求職者(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県の実地適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者。)

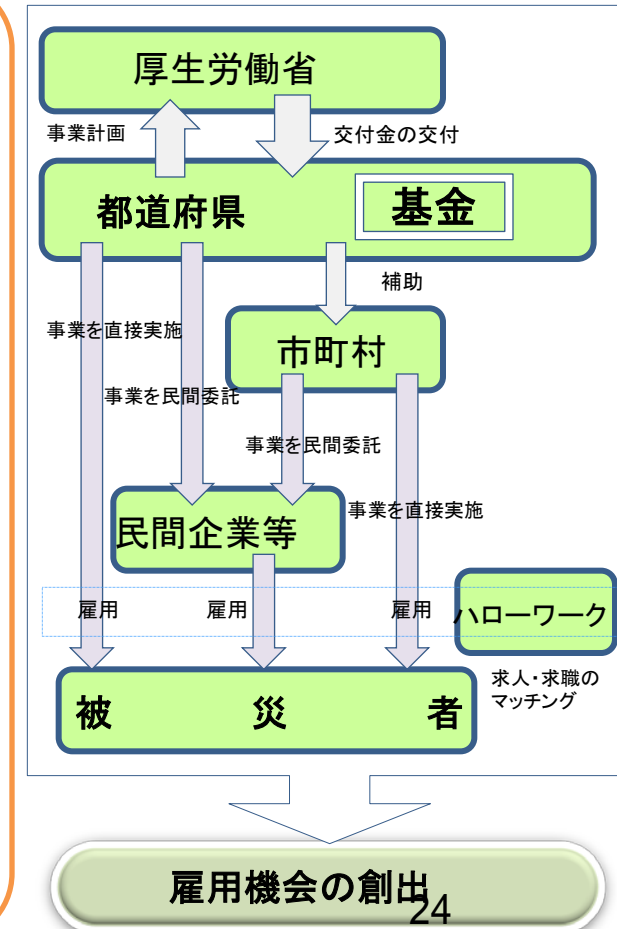
#### ◆ 実施要件

- 「震災対応事業」で実施する事業は、原則として、被災求職者を雇用。
- 事業費に占める新規に雇用される被災求職者の人件費割合は1/2以上。

※ 緊急雇用創出事業でも、震災対応事業と同様の取組みが可能。

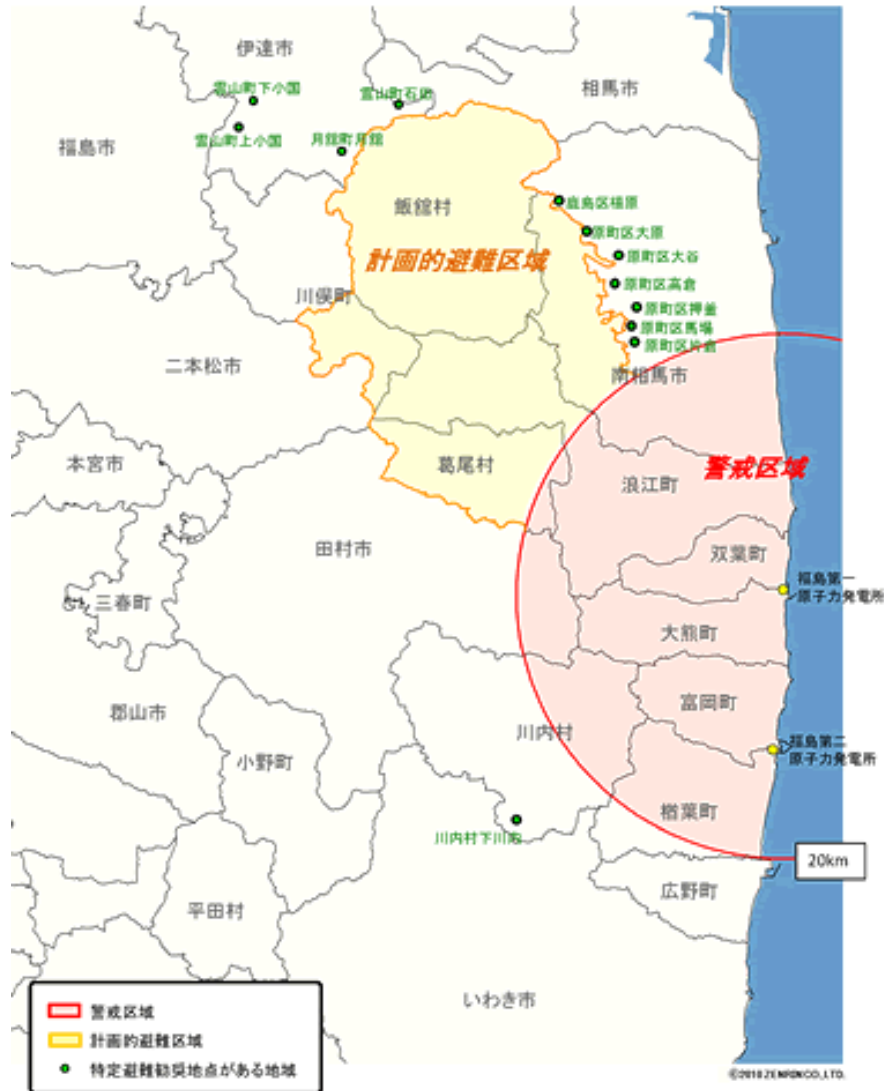
※ 雇用期間の更新については、被災求職者については、震災対応事業を含む重点分野雇用創造事業、緊急雇用創出事業ともに複数回更新可とする。

### 《事業スキーム》





警戒区域、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図  
(平成23年9月30日現在)



## (1) 被災者の健康支援

- 福島県で実施されている全県民を対象とした「県民健康管理調査」に対して、積極的に技術的・人的支援を実施
- 具体的には、調査の一つである子どもの甲状腺超音波検査を円滑に実施するための医師の確保を行っている。

## (2) 相双医療従事者確保センター(10/7設置)

- 緊急時避難準備区域の解除を受け、相双地域における医療従事者の確保を支援するため、相双医療従事者確保センターを設置。
- 本省職員を2名派遣し、相双地域における医療従事者の確保に向けた支援を行っている。

## (3) 被災者の搬送(3/19~3/22)

- 屋内待避指示が出ていた20~30km圏内の病院・老健施設等の患者・入居者(約1,700名(6病院約700人、福祉施設約1,000人))を福島県内外へ搬送。

## (1) 水道水の摂取制限について

- 水道水中の放射性物質の指標等を超過した時には、厚生労働省より、水道事業者に対して、摂取制限等を要請(放射性ヨウ素300Bq/kg(乳児は100Bq/kg)、放射性セシウム200Bq/kg)

## (2) 摂取制限実施状況

- 乳児による摂取制限は3/21～5/10にかけて20事業(地域)で実施。そのうち福島県飯舘村を除く19事業(地域)は、4/1までに制限を解除。
- 一般による摂取制限は3/21～4/1に福島県飯舘村で実施。
- 福島県飯舘村で乳児による摂取制限を解除(5/10)して以降、乳児又は一般における摂取制限を行っている地域はない。

## (3) モニタリングの実施

- モニタリング方針(4/4公表)に基づき、福島県・近隣10都県を重点地域として、1週間に1回以上検査を実施。(東電福島原発事故後、最初のモニタリングは3/16)
  - ・放射性ヨウ素は3/16～3/24までに濃度ピークが見られ、3月下旬以降減少
  - ・放射性セシウムは、放射性ヨウ素と比較して低濃度
  - ・4月以降は全域で検出下限値未満又は微量濃度の検出のみ

## (3) 放射性物質対策検討会中間とりまとめ

- 水道水中の放射性物質対策について審議。6/21に中間とりまとめを公表。6/30にモニタリング方針を一部改正(中間とりまとめの内容)。
  - ・東電福島第1原発から大量の放射性物質が再度放出されない限り、摂取制限等の対応を必要とするような水道水への影響が現れる蓋然性は低い。今後も、モニタリングを継続実施。



中間とりまとめ及びモニタリング方針に基づき、当面の間モニタリングを継続して実施。

## <これまでの対応>

○ 食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定  
原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として設定(3/17)

○ 食品中の放射性物質に関する検査  
地方自治体において、放射性物質の検査を開始(3/18)  
(検査実施状況:44,110件、うち暫定規制値超過844件)

※ 現在では、放射性ヨウ素の検出レベルが低下する一方、一部の食品から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている

○ 暫定規制値を超えた食品の回収、廃棄  
検査結果に基づき、暫定規制値を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄(3/19～)

○ 食品の出荷制限【原子力災害対策本部】  
検査結果に基づき、作物の形態、暫定規制値を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示(3/21～)

○ 食品の出荷制限等の解除【原子力災害対策本部】  
解除の条件(放射性セシウム)  
直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて暫定規制値以下



## <今後の対応>

**食品安全委員会の最終的な評価書を踏まえ、暫定規制値に代わる規制値を設定。**

## <食品中の放射性物質の暫定規制値>

核種	食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値(ベクレル/kg)	
放射性ヨウ素	飲料水・牛乳・乳製品 注2)	300
	野菜類(根菜、芋類を除く)・魚介類	2,000
放射性セシウム	飲料水・牛乳・乳製品	200
	野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	500

注1) ウラン、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についても、暫定規制値が別途定められている。  
注2) 100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することとされている。

## <出荷制限の対象となっている食品(10/27)>

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ、カキナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、たけのこ、くさそてつ(こごみ)、ウメ、ユズ、クリ、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、アユ(養殖を除く。)等 (全域) イカナゴの稚魚、牛肉(7/19～) 注)
茨城県	(一部地域)原木シイタケ(露地・施設栽培)、茶(6/2～)
栃木県	(一部地域)茶(6/2～、7/8～)、(全域)牛肉(8/2～) 注)
千葉県	(一部地域)原木シイタケ(施設栽培)、茶(6/2～、7/4～)
神奈川県	(一部地域)茶(6/2～、6/23～、6/27～)
群馬県	(一部地域)茶(6/30～)
宮城県	(全域)牛肉(7/28～) 注)
岩手県	(全域)牛肉(8/1～) 注)

注) 宮城県、福島県、岩手県、栃木県の牛肉に係る出荷制限については、8月25日までに順次、一部解除

- 東電福島第一原発で事故の復旧作業に当たっている作業員の方々は、放射線被るあがクスリのくば厳しい環境下で懸命の作業を続けており、国としてもその健康管理に万全を期していく。

※今回の緊急作業時の放射線被ばく線量の上限は、健康影響等の観点から検討を行った上で250mSv(通常:100mSv)に引き上げている。

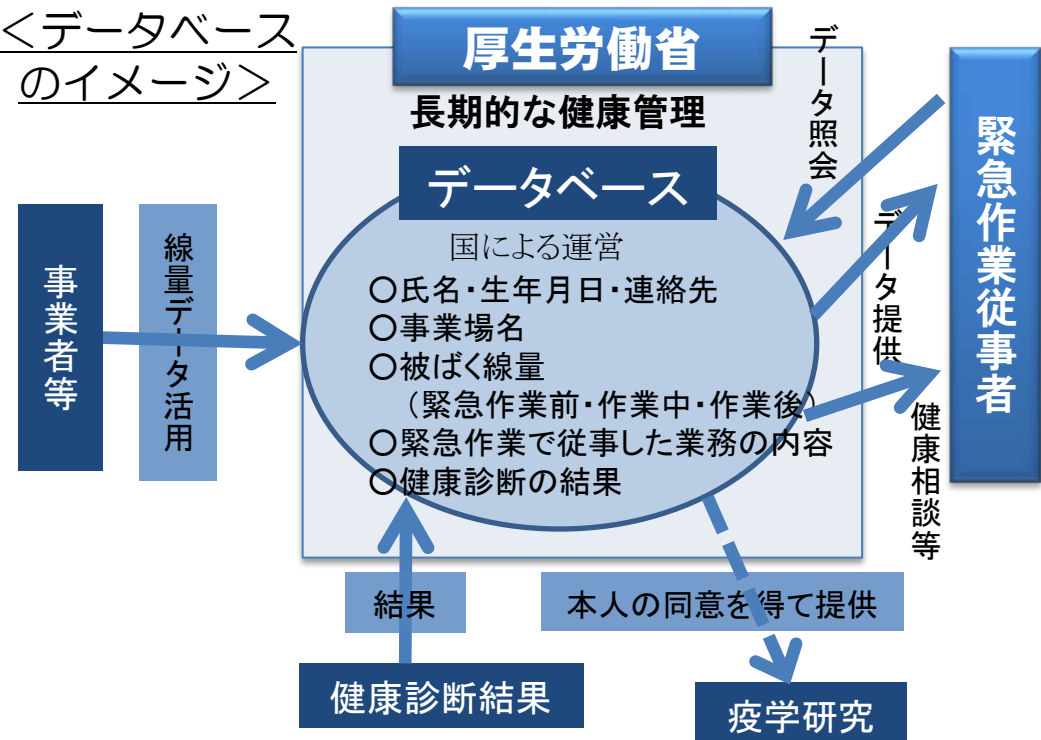
※平成23年11月1日以後に新たに緊急作業に従事する労働者の被ばく線量の上限については、原子炉施設等又はその周辺の毎時0.1mSvを超えるおそれのある区域での原子炉冷却機能の喪失等に対応するための応急の作業を行う場合を除き、100mSvに引き下げた。

## 作業員の被ばく線量管理・健康管理の徹底

- 東京電力に対し、緊急作業に従事するすのでべ労働者について、外部・内部被ばく線量の測定と評価を速にかや行うよう指導。
- このほか、労働者の被ばくをできるだけ抑えるため、次の取組を実施。
  - ・ 作業場所の放射線量を踏まえた作業方法・作業時間等の設定
  - ・ 全面マスクの着用等、被ばく防止措置の徹底
  - ・ 1ミリシーベルト／1日 超の被ばくのそおるあがれ作業について、事前に「作業届」を提出させ、被くば線量管理の徹底を指導
  - ・ 被ばく線量が計200ミリシーベルトを超えた者を直ちに緊急作業から外すこと等について指導

緊急作業に従事したすべての労働者を対象に、長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを構築し、長期的な健康管理を行うこととしている。

### <データベースのイメージ>



### (1) 平成23年度補正予算・平成24年度予算(案)での支援

○ 被災地の復興に向けて、政府の基本方針(H23.7.29決定)に基づき、主に、以下の取組を支援。

#### (1) 医療や介護等の地域での暮らしの再生支援

地域医療提供体制の再構築の支援、被災地の「絆」の再生のための支援

保健・医療・介護・福祉・住まい等のサービスを一体的に提供する「地域包括ケア」体制の整備など

#### (2) 雇用の復興に向けた支援

復旧復興事業等による雇用創出、成長分野における職業訓練など

#### (3) 食品の安全確保等の原子力災害への対策

食品に係る安全対策、東電福島原発の作業員への健康管理対策など

### (2) 市町村復興支援チーム

○ 被災された市町村の復興計画の策定等をサポートするため、被災地出身者等、地域に縁のある職員、総合力を発揮する部局横断的な構成による「復興のための市町村支援チーム」(市町村復興支援チーム)を設置し、本省職員が直接、市町村の復興を支援する体制を整備。

※被災3県の沿岸部を中心に、合計14チーム(36人)を編成。

○ 各チームは特定の市町村を専ら担当し、市町村の立場に立って、部局単位の縦割り視点ではなく、オール厚労省の施策ツールを活用することにより総合力を発揮した支援を実施。

### (3) 復興特区制度

○ 地域における創意工夫を生かした復興を図るため、規制・制度の特例措置、税・財政・金融上の支援措置を講ずる復興特区法案を国会に提出。

○ 厚生労働省としては、東北発医療機器等開発復興特区、被災地の医療機関・介護施設の基準等の特例、被災地の確定拠出年金にかかる中途脱退要件の緩和及び仮設薬局等の基準の特例を検討中。

## 1. 復興施策

### (1) 災害に強い地域づくり

#### 【被災者の居住の安定確保】

- 仮設住宅の居住環境を中心とした居住者の状況を踏まえた課題の把握、必要に応じた講ずべき対応等を検討。

### (2) 地域における暮らしの再生

#### 【地域の支え合い】

- 少子高齢化社会のモデルとして、保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援
- 医療機関の機能分化と医療機能の集約・連携等により、地域医療提供体制の再構築を推進。
- 被災者が安心して保健・医療(心のケアを含む。)、介護・福祉・生活支援サービスを受けられるよう、施設等の復旧のほか、専門人材の確保、医療・介護間の連携の推進、カルテ等の診療情報の共有化など、環境整備を進める。
- 住民ニーズの把握、必要に応じたパーソナルサポート的な支援の導入、見守り等の支援体制の構築など、地域支援の仕組みによる社会的包摂を進めるための市町村の取組みを支援。
- 子ども・子育て支援については、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築。

#### 【雇用対策】

- 復旧・復興事業等による確実な雇用創出、被災した方々の新たな就職に向けた支援、雇用の維持・生活の安定を政府を挙げて進める「日本はひとつ」しごとプロジェクト」を推進。雇用創出基金を活用するとともに産業政策と一体となった雇用面での支援を実施。
- 復旧・復興事業における適正な労働条件の確保や労働災害の防止等のため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を行う。

#### 【教育の振興】

- 子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討。被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての再開を支援。

#### 【復興を支える人材の育成】

- 被災地における当面の復旧事業に係る人材のニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、介護や環境・エネルギー、観光分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員の拡充、産業創出を担う人材の育成等を行う。

### (3) 地域経済活動の再生

#### 【企業、産業、技術等】

- 研究基盤の早期回復・相互補完機能を含めた強化や共同研究開発の推進等を図るとともに、産学官連携の下、中長期的・継続的・弾力的な支援スキームによって、復興を支える技術革新を促進。
- 高度医療機関と地域の医療機関の連携・協力を確保した上で、医療・健康情報の電子化・ネットワーク化を推進。

#### 【コミュニティを支える生業支援】

- 理容・美容業、クリーニング業など、地域に密着した生活衛生関係営業者等、地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援。

#### 【二重債務問題等】

- ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取り等の一貫した再生支援、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援などの各施策を政府全体として総合的に推進していく。

### (4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり

#### 【今後の災害への備え】

- 大規模災害の発生時等にも医療を継続して提供できるよう、耐震化の促進等、医療施設等の防災対策を強化。
- 水道の耐震化及び複数の水道施設の連結等による広域化を推進。
- 試験研究機関の耐震化などの防災対策の推進や危機管理機能のバックアップを図る。

## 2. 原子力災害からの復興

### (1) 応急対策、復旧対策

#### 【安全対策・健康管理対策等】

- 食品中の放射性物質に係る安全対策について、中長期的な観点を踏まえ、規制値の再検討を行うとともに、各自治体が行う検査の支援、長期的なフォローアップなどのための体制整備を行う。
- 子どもたちが受ける被ばく線量(内部被ばくを含む)を低減させる取組みを引き続き着実に実施。
- 原子力発電所の労働者の健康診断を徹底する。被ばく線量等をデータベース化するなど長期的な健康管理を行う。

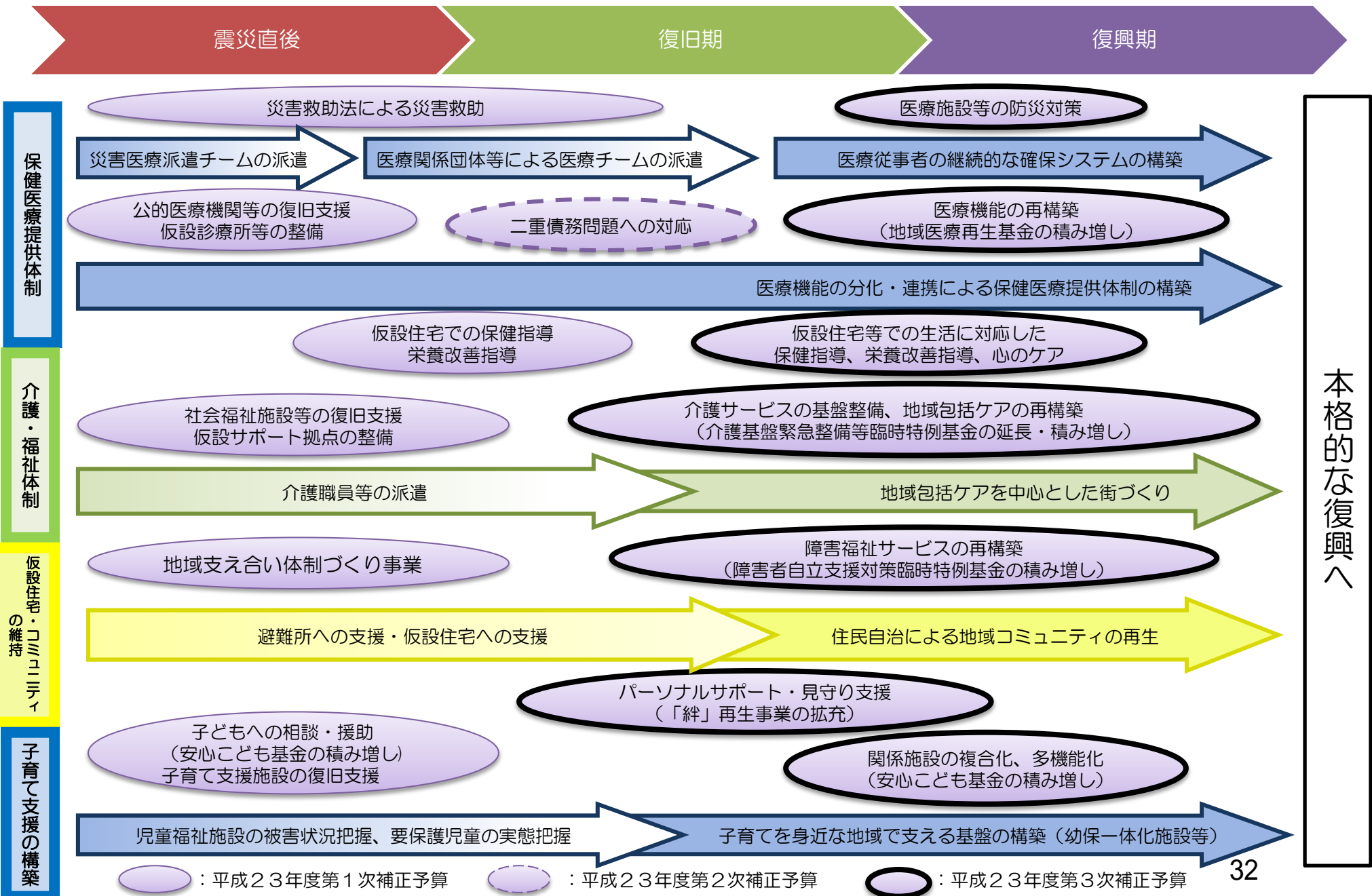
#### 【賠償・行政サービスの維持等】

- 風評被害に苦しむ事業者の雇用の維持を支援。

### (2) 復興対策

#### 【医療産業の拠点整備】

- 特区制度の活用等を通じ、福島県に医療産業を集積し、産学官連携で世界最先端の研究開発を実施。





震災直後

復旧期

復興期

雇用の維持支援

雇用調整助成金の拡充  
(支給日数の特例等)

雇用調整助成金 (特例措置を含む)

雇用保険の延長給付の拡充

雇用機会の確保

雇用創出基金事業の拡充  
(基金の積み増し)

雇用創出基金事業の拡充  
(基金のさらなる積み増し)

雇用創出基金事業による  
当面のつなぎ雇用の確保

雇用創出基金事業による  
被災地域の本格的な雇用の復興

被災地の公共職業能力  
開発施設等の復旧

地域産業の再生復旧・復興事業における地元優先雇用の取り組み

重点的に育成していく産業分野等に関する雇用確保・人材育成

本格的な復興へ

マッチング支援

被災地で就職を希望する被災者に対するマッチング支援  
 ・「日本はひとつ」しごと協議会の設置  
 ・被災者を雇い入れる企業への助成  
 ・建設機械の運転等の特別コースの職業訓練を設定・実施

新卒者の就職支援  
(緊急人材育成・就職支援基金の積み増し)

環境・エネルギー分野等の成長分野  
における職業訓練規模等の拡充

被災地外で就職を希望する被災者のマッチング支援  
 ・被災地外への就職支援、転居費等の補助  
 ・被災者を雇い入れる企業への助成

被災地外から被災地へ就職を希望する  
被災者のマッチング支援

実施体制

相談員等による避難所への出張相談等

被災地のハローワーク機能・体制強化

全国のハローワーク職員の応援により対応

必要な体制整備

○ : 平成23年度第1次補正予算

○ : 平成23年度第2次補正予算

○ : 平成23年度第3次補正予算

震災直後

復旧期

復興期

食品・水道の安全確保

自治体による放射性物質検査の円滑な実施の支援

厚労省所管施設での  
測定機器の整備

食品中の規制値設定に  
向けた調査

規制値の設定とフォローアップ

住民の健康支援

スクリーニングに係る医師の派遣

福島県が実施する「県民健康管理調査」への技術的・人的支援

保育所等の土壌入れ替え

保育所等の線量軽減のための取組

労働者の健康管理

臨時の健康診断の実施、熱中症予防対策の徹底

労働者の長期的な  
データベースシステムの開発

管理データベースの  
本格的運用の開始

緊急作業従事者に対する長期的な健康管理

本格的な復興へ

○：平成23年度第1次補正予算    ○：平成23年度第2次補正予算    ○：平成23年度第3次補正予算

(注) 福島県の実施する「県民健康管理調査」に対しては、経産省が平成23年度第2次補正予算において新たに予算を確保。



# 平成23年度厚生労働省第三次補正予算（案）の概要

計 6, 534 億円

（一般会計 6, 388 億円 特別会計 147 億円）

## I 東日本大震災に係る復興支援 2, 592 億円

〔一般会計：2, 591 億円 特別会計：1.7 億円〕

### 第1 地域での暮らしの再生 2, 333 億円

#### 【医療・福祉サービス・コミュニティの再生】

- |                |        |
|----------------|--------|
| 1 地域医療提供体制の再構築 | 720 億円 |
| 2 地域包括ケアの再構築   | 119 億円 |
| 3 地域の「絆」の再構築等  | 202 億円 |
| 4 障害福祉サービスの再構築 | 20 億円  |
| 5 子育てサービスの再構築  | 16 億円  |

#### 【医療機器創出を通じた東北地方の再生】

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| 1 東北発の革新的医療機器創出・開発促進事業の実施 | 43 億円 |
|---------------------------|-------|

#### 【被災者の健康確保】

- |             |       |
|-------------|-------|
| 1 被災者の健康の確保 | 29 億円 |
| 2 被災者の心のケア  | 28 億円 |

#### 【復旧への追加的支援】

- |              |        |
|--------------|--------|
| 1 被災施設の災害復旧等 | 628 億円 |
| 2 被災者等への支援   | 527 億円 |

### 第2 原子力災害からの復興 4.3 億円

〔一般会計：2.6 億円 特別会計：1.7 億円〕

### 第3 今後の災害への備え 256 億円

## II 復興・円高対応のための雇用対策 3, 925 億円

〔一般会計：3, 780 億円 特別会計：145 億円〕

- |   |           |
|---|-----------|
| 1 被災地の本格的な雇用復興のための産業政策と一体となった雇用機会創出への支援 | 1, 510 億円 |
| 2 震災及び円高の影響による失業者の雇用機会創出への支援            | 2, 000 億円 |
| 3 震災や円高の影響を受けた者への就職支援                   | 242 億円    |
| 4 ハローワークの機能・体制強化                        | 16 億円     |
| 5 職業訓練の拡充等                              | 156 億円    |
| 6 労働者の労働条件の確保等                          | 80 百万円    |

## III その他

台風等による被害を受けた水道施設等の復旧 17 億円  
 東日本大震災復興交付金 (内閣府で計上)

※ この他、

- ・基礎年金国庫負担 2 分の 1 のための所要額の繰り入れ (2.4 兆円) (厚生労働省分)
- ・B 型肝炎訴訟の給付金等の支払いのための基金の設置 (480 億円)
- ・「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づく補正減額 (▲ 1, 050 億円)

**第1 地域での暮らしの再生****2, 333 億円****【医療・福祉サービス・コミュニティの再生】****被災地域の暮らしを再生し、少子高齢社会のモデルとなるよう、医療・福祉サービスの提供体制と地域コミュニティを再構築する。****1 地域医療提供体制の再構築（地域医療再生基金の積み増し（被災3県）） 720 億円**

地域医療に甚大な被害を受けた地域において、切れ目なく医療サービスの提供を行う新たな体制を構築するため、被災3県が策定する医療の復興計画に基づく以下の事業に対して財政支援を行う。

**① 医療機関等の再整備**

以下のような観点から民間を含む被災医療機関等の再整備を進め、医療機能の分化、集約・連携による医療提供体制の強化・効率化を図る。

- ・ 機能強化を行う病院と後方支援病院として機能する病院との機能分化
- ・ 診療所の在宅当番医制への参加
- ・ 在宅医療の連携拠点となる医療機関（在宅療養支援病院・診療所）の整備等による在宅医療の推進 など

**② 医療機関相互の情報連携の基盤整備****③ 医師、看護師等の人材の確保 など****2 地域包括ケアの再構築（介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し（被災県））****119 億円**

日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災市町村が策定する復興計画等に基づく以下の事業に対して財政支援を行う。

**① 地域包括ケアの拠点整備等**

小規模の特別養護老人ホーム・グループホーム等に加え、在宅サービス等を行う拠点を整備 など

**② 介護等のサポート拠点の整備**

長期化する避難生活による高齢者等の日常生活を支えるため、当面必要となる、介護等のサポート施設（応急仮設住宅での総合相談、高齢者等の活動支援等を包括的に提供）を整備する。

**3 地域の「絆」の再構築等（緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の積み増し（全国））** **202億円**

地域において「絆」やつながりを再構築し、高齢者、障害者、生活に困窮している方等の生活を支えるため、以下の事業に対して財政支援を行う。

- ・ 「社会的包摂」を進めるための地域の取組支援  
(NPO 法人等による巡回訪問による状況把握や見守り等の支援)
- ・ 「生活再建サポーター」の配置等による被災生活保護受給者への個別支援  
など

**4 障害福祉サービスの再構築（障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し（被災3県））** **20億円**

被災地の障害福祉サービス事業所において、引き続き安定したサービスの提供を行うことができるよう、以下の事業に対して財政支援を行う。

- ① 障害福祉サービス復興支援拠点（仮称）を整備し、以下の支援等を実施
  - ・ 障害者就労支援事業所の業務受注の確保及び流通経路の再建の取組
  - ・ 障害者自立支援法・児童福祉法に基づく新体系サービスへの移行
  - ・ 発達障害児・者のニーズに応じたサービス等の提供
- ② 居宅介護事業所等の事業再開に向けた施設整備 など

**5 子育てサービスの再構築（安心子ども基金の積み増し（被災県））** **16億円**

被災地での保育所等の復興に当たり、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化できるよう、被災市町村が策定する復興計画に基づく以下の子育て関係施設の複合化、多機能化を行う場合に重点的な財政措置を行う。

- ・ 認定こども園、地域子育て支援拠点などの合築による複合化
- ・ 通常の保育に加え、延長保育、病児等一時預かりなども行う多機能化

## 【医療機器創出を通じた東北地方の再生】

革新的な医療機器の創出を通じて、医療イノベーションと東北地方の地域経済の再生を図る。

### 1 東北発の革新的医療機器創出・開発促進事業の実施（地域医療再生基金の積み増し（被災3県）） 43億円

東北地方の強みを活かした革新的な医療機器の創出を通じて、企業誘致及び雇用創出を図り、東北地方の地域経済活動を再生するため、税制措置や薬事規制の緩和措置等を組み合わせた「復興特区」構想を推進する。（経済産業省とも連携）

- ・ 被災3県の企業・大学・医療機関の連携による臨床試験等について財政支援（5年間）

## 【被災者の健康確保】

被災者の方々の心とからだの健康を確保する。

### 1 被災者の健康の確保（介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し（被災県））

29億円

仮設住宅等での生活の長期化等による健康状態の悪化を防ぐため、以下の事業に対して財政支援を行う。

- ・ 仮設住宅への巡回保健指導、栄養・食生活指導
- ・ 潜在保健師等の活用による人材確保
- ・ 自治体等の関係者が集まる連絡協議会による健康支援策の策定 など

### 2 被災者の心のケア（障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し（被災3県）等）

28億円

被災者の方々に対して中長期的な心のケアを行うため、以下の事業に対して財政支援を行う。

#### ① 被災者の支援

- ・ 心のケアの必要な方に対する保健所等を中心とした相談対応
- ・ 看護師等による仮設住宅等へのアウトリーチ（訪問支援） など

#### ② 心のケアを支援するための拠点整備

- ・ 心のケアセンター（仮称）（心のケアの支援拠点）の設置（被災県）
- ・ 全国的な拠点としての「災害時心のケア研究・支援センター（仮称）」の設置

## 【復旧への追加的支援】

被災地の復旧等を図るため、一次補正予算等の措置に加えて追加的に必要となる支援を行う。

- |  |              |
|--|--------------|
| <b>1 被災施設の災害復旧等</b>  | <b>628億円</b> |
| <b>①被災施設の災害復旧等（1次補正の追加財政措置等）</b>   | <b>594億円</b> |
| 各種施設の災害復旧を引き続き進めるため、医療施設、社会福祉施設、保健衛生施設、水道施設等の施設整備等について所要の追加財政措置等を行う。             |              |
| <b>②被災した生活衛生関係業者への支援（1次補正の追加財政措置等）</b>   | <b>34億円</b>  |
| （株）日本政策金融公庫の行う貸付期間の延長等の優遇を実施するとともに、円高対応として設備資金への低利融資を行うため、これらに必要な利子補給の資金を追加出資する。 |              |
| また、店舗の再建が困難な生活衛生関係業者の支援を行う。  |              |
| <b>2 被災者等への支援</b>  | <b>527億円</b> |
| <b>①災害救助法による災害救助（1次補正の追加財政措置）</b>  | <b>301億円</b> |
| 災害救助法の規定に基づき、被災県からの応援要請により、他の自治体が被災者を受け入れるなどの救助に要した費用について所要の追加財政措置を行う。           |              |
| <b>②生活福祉資金や母子寡婦福祉貸付金の確保</b>  | <b>181億円</b> |
| 被災者の方々に対する生活福祉資金の貸付や母子寡婦福祉資金に必要な原資の確保を行う。  |              |
| <b>③国民健康保険の保険者等への支援</b>  | <b>15億円</b>  |
| 被災者の方々の固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）の収入の減少に対する保険者への財政支援等を行う。                           |              |
| <b>④介護福祉士等修学資金貸付金の確保</b>   | <b>17億円</b>  |
| 被災地の福祉・介護人材を確保するため、被災学生に対する介護福祉士等修学資金の貸付に必要な原資の確保を行う。                            |              |
| <b>⑤社会福祉施設職員等の退職手当共済の確保</b>  | <b>15億円</b>  |
| 被災地の社会福祉施設職員等の退職手当の支給に必要な財政支援を行う。  |              |

原子力災害からの復興に向けて、暫定規制値に代わる新たな規制値の設定を行うとともに、東京電力福島第一原発での緊急作業に従事する方々の健康管理対策などを進める。

**①食品中の放射性物質の規制値の設定等****2. 1億円**

食品中の放射性物質の安全対策を強化するため、現在の暫定規制値に代わる新たな規制値を設定することとし、それに伴う食品の汚染状況や摂取状況の調査等を行う。

**②東京電力福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策****1. 7億円****【うち特別会計：1. 7億円】**

東京電力福島第一原発での緊急作業に係る被ばく防護措置等について立入調査等による適切な指導を行うとともに、緊急作業従事者に係る被ばく線量等管理データベースの運用及び健康相談窓口の設置を行う。

**③さい帯血公開検索システムの機能強化等****53百万円**

被ばく等による造血機能の障害に対して有用な治療法のさい帯血移植を迅速に提供できる体制を整えるため、日本さい帯血バンクネットワークの「さい帯血公開検索システム」の機能強化を行う。



今後の災害への備えを図るため、全国での耐震化等の防災対策を推進する。

**①医療施設等の防災対策の推進（医療施設耐震化基金の積み増し（全国）等）****216億円**

- ・ 災害の発生時にも医療を継続して提供できるよう、災害拠点病院等の耐震化整備に対して財政支援を行う。
- ・ 災害拠点病院等の自家発電設備等の整備や、災害派遣医療チーム（DMAT）が携行する通信機器等の整備に対して財政支援を行う。

**②医療施設等への融資****2億円**

（独）福祉医療機構の災害拠点病院等に対する貸付利率等の優遇の実施に必要な利子補給等の資金を追加出資する。

（財政投融资の追加 64億円）

**③社会福祉施設等の防災対策の推進（社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の積み増し（全国））****27億円**

災害時に避難することが困難な方が多く入所する施設の安全確保のため、耐震化整備に対して財政支援を行う。

**④国の施設等の耐震化等****10億円**

国の施設等について耐震化整備等を図る。

**⑤健康情報の共有システムの整備****37百万円**

災害時に早期かつ効果的に保健活動を実施するため、被災者の健康情報を国と地方公共団体等の間で共有するためのシステム整備を行う。

**⑥（社）日本透析医会災害情報ネットワークシステムの機能強化****11百万円**

携帯電話による受信や地図情報も含んだ配信等ができるよう、被災した人工透析患者及び受け入れ医療機関の状況の把握等ができるシステムの機能強化を行う。

被災地の本格的な復興を支えるとともに、急激な円高による雇用への影響等に対応するため、被災地等の雇用を創出し、就業支援や職業訓練の拡充のほか、適正な労働条件の確保を行う。

- 1 被災地の本格的な雇用復興のための産業政策と一体となった雇用機会創出への支援（「重点分野雇用創造事業」の基金の積み増し（被災県）） 1,510億円

**（被災地での安定雇用の創出）**

被災地の本格的な雇用の復興を図るため、産業施策の観点から、国や地方自治体の補助・政策金融等の対象となり、将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に支援を行う「事業復興型雇用創出事業」を創設する。

**（被災地での雇用モデルの創造）**

被災地での全員参加・世代継承型の雇用創出を推進するため、高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の活用など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を地方自治体が民間企業・NPO等に委託して実施する「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」を創設する。

- 2 震災及び円高の影響による失業者の雇用機会創出への支援（「重点分野雇用創造事業」の基金の積み増し（全国）） 2,000億円

被災者を含めた震災及び円高の影響による失業者の雇用の場を確保し生活の安定を図るため、都道府県又は市町村による直接雇用又は民間企業・NPO等への委託による雇用を創出する「震災等緊急雇用対応事業」を実施する（震災対応事業の拡充・延長）。

- 3 震災や円高の影響を受けた者への就職支援 242億円  
【うち特別会計：6億円】

**①雇用調整助成金等の拡充**

**（制度見直し）**

- ・ 円高により事業縮小を行う企業の雇用維持努力を支援する「雇用調整助成金」について、最近3か月としている生産量等の確認期間を1か月に短縮する等の要件緩和を行う。
- ・ 被災者雇用の更なる促進を図るため、「被災者雇用開発助成金」について、被災者を10人以上雇い入れる事業主に対して奨励金の上乗せを行う。

## ②新卒者等の就職支援（「緊急人材育成・就職支援基金」の積み増し（全国）等）

237億円  
【うち特別会計：1.1億円】

- ・ 震災や円高の影響を受けた新卒者等の就職支援のため、卒業後3年以内の被災既卒者を雇用した場合の奨励金の支給を延長等するとともに、ジョブサポーターの増員を図る。
- ・ 被災地において、就職面接の機会を継続的に提供する。

## ③障害者の就職支援

87百万円  
【うち特別会計：87百万円】

- ・ 実習型雇用支援事業の対象となる被災障害者について、被災地の企業での実習期間終了後に正規雇入れをした場合の「正規雇用奨励金」を拡充する。
- ・ 被災地の「障害者就業・生活支援センター」について、きめ細かな就業支援等を行うために、就業支援担当者等を追加配置するとともに、被災地の「地域障害者職業センター」について、障害者の職場適応を容易にするジョブコーチ等の増員を行う。

## ④長期失業者の就職支援

83百万円  
【うち特別会計：83百万円】

被災地等での長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者を対象として、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティングや就職支援セミナー等を実施する。

## ⑤農林漁業者の就労支援

1.5億円  
【うち特別会計：1.5億円】

- ・ 農林漁業者の就労促進を図るため、被災地等のハローワークに設置している「農林漁業就職支援コーナー」の体制強化等を行う。
- ・ 中高年齢の農漁業者の就労を支援するため、被災地の農業法人等が雇用する農漁業者に対し更なる職業知識の取得のための講習費用の支援を行う。

## ⑥復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善

1.6億円  
【うち特別会計：1.6億円】

- ・ 被災地の中小建設事業主が行う教育訓練や雇用管理改善の取り組みに対して支給する助成金について助成率の引き上げ等を行う。
- ・ 合宿形式による失業者向け短期集中の建設技能訓練に対する支援を行う。

#### 4 ハローワークの機能・体制強化

16億円  
【うち特別会計：16億円】

- ・ 被災地のハローワークについて、被災地以外からの職員の派遣等により、窓口体制の強化を図る。
- ・ ハローワークにおいて、復旧事業の受注企業等に対する積極的な求人開拓、被災者に対する適切な職業訓練への誘導や訓練修了後の担当者制による支援等を行う。

#### 5 職業訓練の拡充等

156億円  
【うち特別会計：123億円】

##### ①公的職業訓練の拡充

151億円  
【うち特別会計：119億円】  
(一般会計からの繰入：33億円)

被災地の復旧・復興に必要な人材や、環境・エネルギー分野等の成長分野での人材育成を進めるとともに、急速な円高による雇用への影響も考慮し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練規模等を拡充する。

##### ②キャリア形成促進助成金の拡充

4.4億円  
【うち特別会計：4.4億円】

被災地の復旧・復興や、急速な円高の影響を受けた企業の新たな事業展開に資する能力開発を行う事業主に対して、「キャリア形成促進助成金」の助成率の引き上げ等を行う。

##### ③成長分野等人材育成支援事業の拡充

(制度見直し)

- ・ 円高による雇用の海外流出の防止を図るため、成長分野の事業主が、成長分野以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、必要な職業訓練を行う場合に、OJTも含め助成を行う。
- ・ 大学院等での先進的、高度な教育訓練により、地域の産業の高度化や新産業創出を担う中核人材を育成する中小企業事業主に対して、授業料及び住居費等の助成を行う。

#### 6 労働者の労働条件の確保等

80百万円  
【うち特別会計：28百万円】

被災地域での労働条件に関する労使からの相談に対応するため、労働基準監督署の体制を強化する。

### Ⅲ その他

- 台風等による被害を受けた水道施設等の復旧にかかる施設整備等に対する所要の財政措置を行う。(17億円)
- 被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりのための「東日本大震災復興交付金」(内閣府で計上、1.6兆円。厚生労働省の対象事業は、医療施設耐震化事業、介護基盤復興まちづくり整備事業、保育所等の複合化・多機能化推進事業)

#### ※ その他

- ・ 1次補正で震災復興のために転用された平成23年度基礎年金国庫負担2分の1のための所要額の繰り入れ(2.4兆円)(厚生労働省分)
- ・ 厚生労働省の基金の剰余金の返納等による、B型肝炎訴訟の給付金等の支払いのための基金の設置(480億円) ※所要の法律案を臨時国会に提出予定
- ・ 「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づく補正減額(▲1,050億円)